

新規就農者への支援制度の概要

1 上越市新規就農者等支援事業 【市単独事業（一部、県補助あり）】

地域農業の振興を図るため、市外から転入し、又は市内に定住して就農する若者等に対し、各種メニューに応じた支援を行う。

(1) おためし農業体験

- ・新規就農希望者等を対象に、短期研修（2泊3日で開催）メニューによる農業体験を実施
- ・参加者への支援

区分	補助率等	主な要件
宿泊費 (県補助あり)	補助率 1/2 上限 4 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市で就農する意欲のある市外在住の人 ・61 歳未満の人
交通費 (県補助あり)	補助率 1/2 上限 10 千円	

※受け入れ農家には、実体験期間 1 日当たり 1 万円の謝金を支払う

※研修生の保険料は、市が負担

※おためし農業体験自体は、市内在住者でも実施可能

(2) その他の支援メニュー 【市単独事業】

区分	補助率等	主な要件
大型特殊免許等取得事業	補助率 1/2 上限各 50 千円 (大型特殊・けん引免許)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する人 ・就農開始から 3 年を超えない人（研修受講者を含む） ・50 歳未満の人（中山間地域居住者は 61 歳未満）
農業用機械購入事業	補助率 1/2 上限 500 千円 (中山間地域は 1,000 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で独立・自営就農をしている人 (ただし、親元就農者は、市内に住所を有し新規作目の導入等、独立・自営就農をしている人と同等の経営リスクを負って経営を開始する人) ・50 歳未満の人（中山間地域就農者は 61 歳未満） ・農地を一定以上耕作する人 (水稲 50a、露地園芸 10a、施設園芸 5a) ・就農開始から 3 年を超えない人 (中山間地域就農者は 6 年)
住居費支援事業	補助率 1/2 上限 20 千円/月 最長 1 年間 (独立・自営就農者は最長 2 年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・市外から転入し、市内で就農を開始した人 (研修受講者を含む) ・市内の賃貸住宅に居住している人 ・就農開始から 3 年を超えない人 ・50 歳未満の人（中山間地域居住者は 61 歳未満）
農業法人雇用支援事業	上限 50 千円/月 最長 4 年間	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域に住所または事業所の所在地を有し、年齢が 50 歳以上 66 歳未満の新規従業員を雇用する農業法人等 ・認定農業者であること。 <p>※中山間地域以外の農業法人等の場合は、新たに中山間地域に所有する農地で 1ha 以上耕作すること (園芸作物は 10a 以上作付け販売していること)</p>

※中山間地域とは…中山間地域等直接支払交付金の対象農用地がある集落の区域

2 新規就農者育成総合対策事業 【国補助事業】

次世代を担う農業者となることを志向する 50 歳未満の人に対し、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入及び就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。

補助事業名	事業概要
経営発展支援事業 (ハード)	支援対象：原則 50 歳未満で新たに農業経営を開始する認定新規就農者又はその者が経営する法人。ただし、親元就農者は親の経営に従事してから 5 年以内に継承し、かつ継承する経営を発展させる計画（売上 1 割増等）の取組を行う人 補助額：就農後の経営発展のために導入する機械・施設等の導入費の 3/4 ※補助対象事業費上限 1,000 万円
経営開始資金 (ソフト)	支援対象：就農予定時に原則 50 歳未満の認定新規就農者。 補助額：13.75 万円/月（165 万円/年）×最長 3 年間

3 雇用就農資金 【国補助事業】

雇用就農者の確保・育成を推進するため、就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を交付するもの。

補助メニュー	事業概要
雇用就農者育成独立支援タイプ	支援対象：50 歳未満の就農希望者を新たに雇用した農業法人等 補助額：240 万円（60 万円×4 年）
新法人設立支援タイプ	支援対象：50 歳未満かつ農業法人を設立して独立就農する予定の就農希望者を新たに雇用した農業法人等 補助額：360 万円（120 万円×2 年、60 万円×2 年）

※問い合わせ先：一般社団法人新潟県農業会議（TEL：025-223-2186）
（詳細は右記二次元コードからご確認ください。）



4 新潟県農林水産業総合振興事業 【県補助事業】

就農時の条件整備を支援することにより就農の円滑化を図るため、第三者から継承する農業用機械・施設の取得、修繕、移設等を支援する。

補助メニュー		事業概要
新規就農者育成促進	補助	支援対象：50 歳未満の認定新規就農者 事業費範囲：100 万円～2,000 万円 補助額： <u>第三者から継承する農業用機械・施設の修繕等にかかる費用の 1/2 以内</u> ※農家子弟の場合、1/3 以内
	リース	支援対象：50 歳未満の認定新規就農者のうち、経営開始 3 年目までの者 事業費範囲：100 万円～2,000 万円 補助額： <u>リース用機械・施設の整備費の 1/2</u> ※農家子弟の場合、1/3 以内

～上越市における研修生の受入れについて～

目的・背景

- 新規就農者の確保・定着のために上越市担い手育成総合支援協議会が研修機関として県の認定を受け、就農希望者に対し農業経営に必要な知識の習得や市内農業者等のもとで実地研修を行う。
- ※県の認定を受けた研修機関で研修を受ける場合、研修生は研修期間中に「就農準備資金（年間165万円、最長2年間）」を受給できる。

概要

ターゲット

- ・市内外問わず研修後、上越市で就農する意欲がある人
- ・1日農業バイト体験者
- ・主に社会人が対象

① 就農希望の相談

② 農業研修希望

研修受入機関

上越市担い手育成総合支援協議会

- 構成機関
上越市、県上越地域振興局、JAえちご上越、NOSA I 新潟ほか

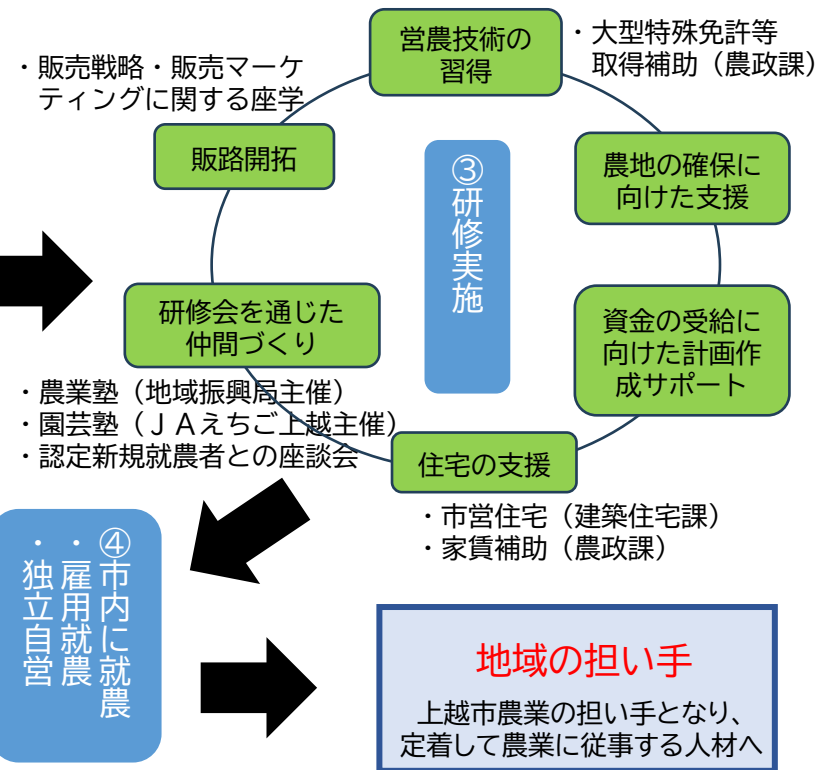
○概要

- ・上越市の農業を学べる研修機関
- ・研修生に合わせたカリキュラムを作成

市内農家の受入による実地研修

関係機関主催の研修会や講師による座学

- ・研修生と市内農家をマッチング
- ・年間を通して複数の農家にて研修
→自身にあった営農スタイルを発見
- ・研修後に独立自営就農する場合は、研修期間中に「青年等就農計画」の作成をサポート
→就農開始から「経営開始資金（年間165万円、最長3年間）」を受給できる
- ・応募の時期については検討中

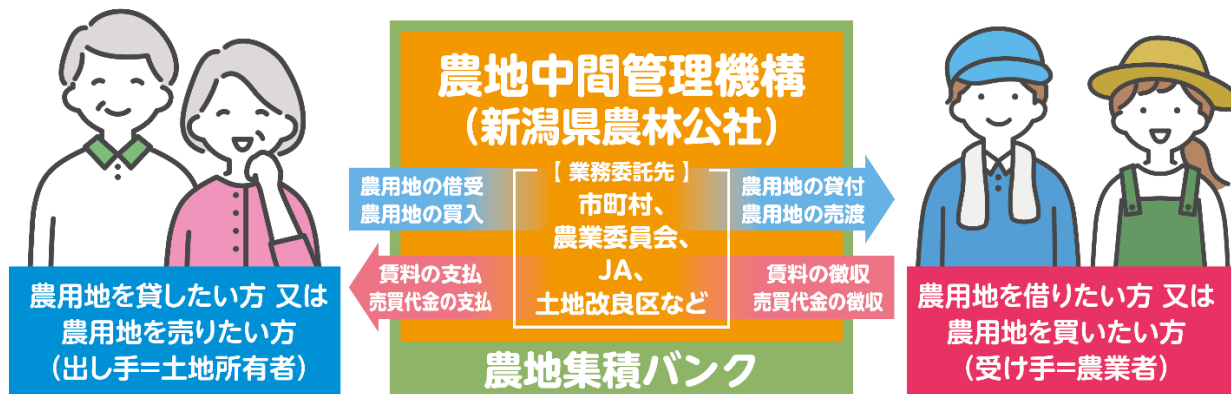


スケジュール

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実施内容	開校の周知(PRチラシの作成)	研修生の受入れの開始(2人受入れ)	事業の継続(2人受入れ)

農地中間管理事業について

農地中間管理事業は、担い手への農地集積を進めるため、農地を貸したい地権者から農地中間管理機構（農地バンク）が農地を借り受け、担い手農家等へ貸し付ける事業です。



※ご利用(利用権、所有権どちらの場合も)には所定の手数料がかかります。

新潟県における農地中間管理機構は、公益社団法人新潟県農林公社ですが、実務は新潟県農林公社が各市町村に事務を委託し、各市の農業委員会が窓口業務や書類作成を行っています。

1 農地中間管理機構を通じた農地の貸借手続き

(1) 農地の出し手（地権者）と受け手（耕作者）が行うこと

① 出し手と受け手で農地の貸し付け条件等を協議

- ・ 貸借を実施する農地の地番、10a 当りの賃料、貸借の期間等を十分に協議してください。

② 市に申し出

- ・ 貸借を実施する農地の地番、10a 当りの賃料、貸借の期間等を取りまとめ、農業委員会事務局（または各区総合事務所の農業委員会駐在室）にお申し出ください。
- ・ 申し出を受けた農業委員会事務局（各区農業委員会駐在室）は、貸借の契約書となる「農用地利用集積等促進計画（以下、促進計画）」のほか必要書類を作成します。
- ・ 「促進計画」は、農地の出し手と受け手、それぞれの押印が必要となります。

③ 促進計画の内容確認と押印

- ・促進計画ほか必要書類の内容を農地の出し手、受け手の双方で確認し、押印してください。

④ 促進計画の提出

- ・押印済みの促進計画のほか必要書類を農業委員会事務局（各区農業委員会駐在室）に提出してください。

（農地中間管理機構への提出は市が行います）

※ 農地の賃貸借料について

- ・賃貸借料は、口座振替により、農地中間管理機構が耕作者から受領し、地権者に支払います。
- ・その際、耕作者と地権者の双方から、0.5% + 消費税が手数料として徴収されます。

（例）賃貸借料が10,000円の場合

手数料の額 55円 （10,000円×0.5%+消費税=55円）

- ・受け手の口座からの引落とし額 10,055円（10,000円+55円）
- ・出し手の口座への振込み額 9,945円（10,000円-55円）

2 農地集約化促進事業の概要

担い手への農地集積や集約化等を目的に、地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた地域に対し、交付される補助金です。

（1）地域集約化実現タイプ（旧地域集積協力金）

① 補助金の内容

担い手への農地集積を目的に、地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた地域に交付される補助金

② 交付対象地域

次の要件をすべて満たす「集落（地域）」

- ① 全域が同一の地域計画の区域に含まれていること
- ② 構成戸数が複数戸であること
- ③ 農地面積が農地台帳により明確であること

③ 交付要件

以下の要件を満たすこと

- ① 目標地図内の農地面積に占める 1ha 以上（中山間地域では 0.5ha 以上）の団地面積の割合が 5 割以上
- ② 地域の間管理機構の活用率が一般地域は 80% 超、中山間地域は 60% 超

④ 交付単価

一般地域

区分	機構の活用率	10a 当り交付単価
区分 1	80% 超	20,000 円

中山間地域

区分	機構の活用率	10a 当り交付単価
区分 1	60% 超 80% 以下	20,000 円
区分 2	80% 超	26,000 円

$$\text{※ 機構の活用率} = \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

※ 中山間地域とは、農林統計に用いる地域区分において、「中間農業地域」または「山間農業地域」に位置づけられている地域を指す

⑤ 交付対象面積

$$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積} - \text{貸付期間 10 年未満の農地面積}$$

※対象期間…事業実施年度の前年度の 3 月から事業実施年度の 2 月末

⑥ 協力金の使途

「農地を出した地権者へ○%を配分」「農地を受けた耕作者へ○%配分」など、地域内で話し合って決定。決定した使途は、市に報告する必要がある。

(2) 集約化加速タイプ（旧集約化奨励金）

① 補助金の内容（要件によって3つのタイプに分かれている）

・基本タイプ、大規模集約タイプ

農地中間管理事業を活用し、集約化目標年度までに1ha以上の団地面積の割合が10%以上増加する集落（地域）に交付する場合

・誘致団地創出タイプ

農地中間管理事業を活用し、目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度までに新たな受け手を誘致するための4ha以上の団地を形成する場合

※「集約化目標年度」は事業実施年度から起算して5年後

※「団地」は同一の耕作者が耕作する1ha以上の農地、または目標地図において担い手が決まっていない1ha以上の農地とする

交付要件と交付単価表

区分	交付要件	10a 当り交付単価
基本タイプ	10%以上増加する場合	10,000 円
	(下記のいずれかを満たすこと) ・20%以上増加する場合 ・団地面積が地域において30%以上を占め、既存の団地または独立する1筆のほ場の1か所あたりの平均面積が1.5倍以上となること	30,000 円
大規模集約タイプ	15ha以上(7.5ha以上)の経営を行う者で、1団地あたりの面積が5ha以上(2.5ha以上)の場合 ※基本タイプの要件を満たす地域のみ。 ※()の数値は中山間地域の場合	50,000 円
誘致団地創出タイプ	上記のとおり	50,000 円

※基本タイプおよび大規模集約タイプにおいて、目標地図において担い手が決まっていない団地を形成して交付を受ける場合、10a 当り交付単価は1/2となる。

② 交付対象地域

地域集約化実現タイプの規定に準ずる

③ 交付対象面積

交付対象面積 = 対象期間内の転貸面積のうち、新たに団地化した面積

└─▶ ただし、貸付期間が6年以上であること

④ 協力金の使途

地域集約化実現タイプの規定に準ずる

経営転換協力金（機構に農地を貸して、農業経営をリタイアした農業者に対する交付金）は、令和5年度をもって廃止されています。ただし、これまでに経営転換協力金の交付を受けた方で、交付要件を満たさなくなった場合は、同交付金の返還が必要になることは変わりません。

（返還を要する例：10年を経たないうちに農地中間管理機構の契約を解約し、農地を売買した場合等）

地域計画について

令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、地域農業の将来像を描く「地域計画」の策定が全国で行われました。

当市における地域計画の概要

(1) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画

(ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、隣接する他区に含める)

(2) 結果の公表等




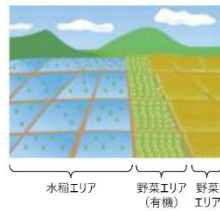

・協議の実施状況…市ホームページで公表

・地域計画の公表…令和7年4月1日に全計画を公告(市ホームページでも公表)

「地域計画」は一度作って終わりではなく、今後も地域の状況の変化に合わせて見直しを行い、内容をブラッシュアップしていくことが求められています。

当市では、年に1回程度、各地区の中心的な担い手を集め、協議の場(地域懇談会)を開催し、地域計画の記載内容の見直し、効率的な農作業が可能となるような農地の集約化に向けた協議等を行う方針です(必要に応じて、地域計画の変更公告を行います)。

地域計画の変更が必要なケース

農業上の利用 (事後の変更可)	地域の農業の将来の在り方等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 ・区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 <p>例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)</p>	農地の集約化 
	農業を担う者 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け <p>☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要</p>	
	農業用施設 <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け 	
	軽微な変更 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 ・実質的な変更を伴わない変更 <p>例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など</p> <p>☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能</p>	 <p>水melonエリア 野菜エリア 野菜(有機)エリア</p>
農業外の利用 (事前の変更要)	農地の転用 <ul style="list-style-type: none"> ・公共用地や農家住宅等に供するための転用 <p>☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更</p> <p>※ 一時転用の場合は変更不要</p>	

農地集約プラス多用途利用米 団地化定着支援事業

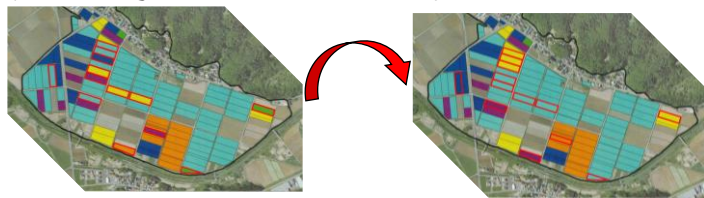


事業の詳細はこちら
でご確認ください。

～担い手への農地や多用途利用米の集約化・団地化を支援します～

○ 事業目的

物価高騰等による厳しい経営環境の中、担い手への効率的な生産体制を構築し、生産性・収益性の向上を図るため、担い手の農地の集約化や多用途利用米（酒造好適米、もち米、非主食用米）の団地形成の取組への支援を、集中的かつ強力に進めることを目的としています。



○ 事業概要

1 地域集約タイプ（国事業）

地域計画を単位とした農地について、農地中間換地事業の貸借等により、農地の集約化に取り組む地域に対し、支援金を交付します。

2 担い手集約タイプ（県単独）

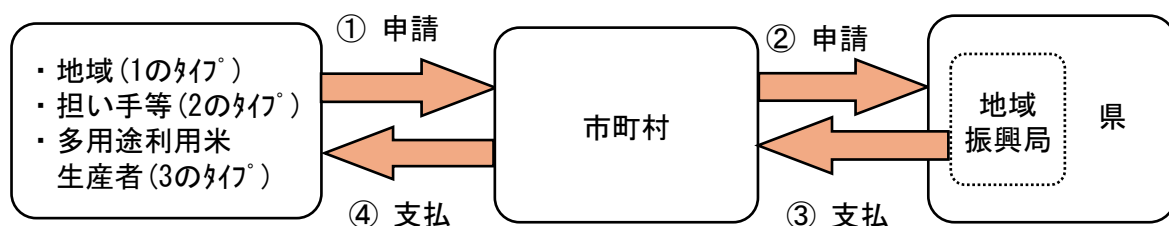
地域集約タイプに該当せず、農地中間管理事業の貸借等により、担い手への農地の集約化を行う担い手等に対し、支援金を交付します。

3 多用途利用米団地定着タイプ（県単独）

酒造好適米・もち米・非主食用米の新たな団地形成や団地面積の拡大を行う生産者に対し、支援金を交付します。

○ 事業の流れ

※必要書類等は別途お伝えします。



○県単独事業は令和8年度限りです。

○支援金の使途は、自由に決めることができます。



事業の要件等一覧

タイプ	地域集約タイプ（国事業）	
	大規模集約タイプ	基本タイプ
1 交付対象	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」	
2 交付要件	集約化目標年度までに、以下のいずれかの要件を満たすこと ① 地域の農地面積に占める1ha ^{※1} 以上の団地面積が10%以上増加すること ② 既に地域の農地面積に占める1ha ^{※1} 以上の団地面積の割合が30%以上の地域では、1ha以上の団地又は独立する1筆のほ場の1箇所当たりの平均面積1.5倍以上になること	
3 交付対象農地	集約化目標年度までに機構から転貸される農地のうち、新たに大規模経営体 ^{※2} が耕作する5ha ^{※3} 以上の団地の形成に寄与した農地（ただし2筆以上）	集約化目標年度までに機構から転貸される農地のうち、新たに1ha ^{※1} 以上の団地の形成に寄与した農地
4 交付単価	5.0万円/10a	1.0万円/10a or 3.0万円/10a

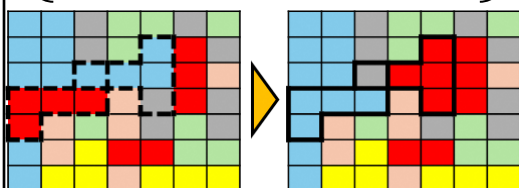


- ※1 中山間地域では0.5ha以上
- ※2 事業実施後の耕地面積が15ha（中山間地域では7.5ha）以上の経営体
- ※3 中山間地域では2.5ha以上

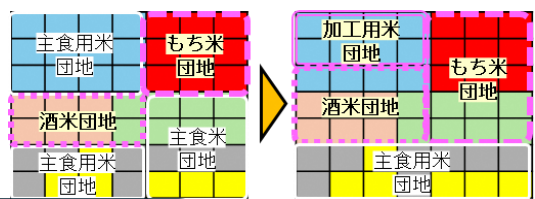
一体的に活用

※ 単独での活用も可能

タイプ	担い手集約タイプ（県事業）
1 交付対象	地域計画に位置付けられた担い手等
2 交付要件	(1) 地域集約タイプ(国事業)の交付要件に該当しないこと (2) 地域計画に位置付けられた担い手に新たに1ha以上集約すること（ただし2筆以上） ・ 中山間地域は0.5ha以上 ・ 担い手を含む2者以上で行うこと 担い手n人の場合、 合計n × 1ha以上集約すること （中山間地域はn × 0.5ha以上）
3 交付対象農地	地域計画に位置付けられた担い手が新たに集約する農地かつ令和9年度までに地域計画及び目標地図に公告された面積
4 交付単価	2.0万円/10a



タイプ	多用途利用米団地定着タイプ（県事業）
1 交付対象	地域計画に位置付けられた農業を担う者のうち多用途利用米生産者
2 交付要件	(1) 多用途利用米の団地を、用途・品種ごとに新たに1ha以上形成又は10%以上面積拡大（拡大後の面積は1ha以上）すること（ただし2筆以上） (2) (1)で団地化する多用途利用米について、3年以上の複数年契約を締結すること (3) 契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること ※ 地域集約タイプ、担い手集約タイプと一体的に活用（単独での活用も可能）
3 交付対象農地	本事業における「多用途利用米」は、「酒造好適米」、「もち米」、「非主食用米（「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める加工用米及び新規需要米（米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲、飼料用米、青刈り稲・わら専用稲）」です。
4 交付単価	2.0万円/10a



問い合わせ先 ※事業申請は市を通して行います。

地域集約タイプ・担い手集約タイプ
 上越地域振興局農林振興部農業企画課
 電話 025-526-9401

多用途利用米団地定着タイプ
 上越地域振興局農林振興部生産振興課
 電話 025-526-9408

環境にやさしい農業の取組を支援します

～令和8年度 環境保全型農業直接支払交付金 のご紹介～



支援の対象者

- **本交付金に取り組む複数戸の農業者**を含む農業者グループが支援対象です。
- ただし、一定の条件を満たす個人の農業者（農業法人を含む）も、市町村が特に認める場合は支援対象になります。（対象者の詳細については、6ページをご覧ください。）

対象者及び事業の要件

- **取組者は全員、『みどりチェック』チェックシートに記載された各取組についてチェックしてください。**
 - * GAP認証等を取得している場合は、その取組の確認によって『みどりチェック』チェックシートの提出を省略できます。
- 取組を行う作物（主作物）は、販売を目的に生産してください。
- 取組者全員が自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（推進活動）*を1つ以上実施してください。
 - * 原則、農業者団体として共通の推進活動に取り組んでください。（推進活動の詳細は6ページをご覧ください）

【『みどりチェック』チェックシートについて】

- 『みどりチェック』チェックシートに記載された取組を実施したうえで、『みどりチェック』チェックシートにチェックし、実施状況報告書等と一緒に提出します。

取組項目：(1)適正な施肥、(2)適正な防除、(3)エネルギーの節減、
(4)悪臭及び害虫の発生防止、
(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
(6)生物多様性への悪影響の防止、(7)環境関係法令の遵守等
- チェックシートに記載された**全項目にチェックが必要**です。（ただし、該当しない場合は除きます）

支援対象となる取組

・ 有機農業 ・ 堆肥の施用 ・ 緑肥の施用 ・ 総合防除 ・ 炭の投入

・ 有機農業の取組拡大に向けた支援

【支援対象となる主作物について】

○「主作物」とは、有機農業の取組又は化学肥料・化学合成農薬の使用を新潟県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組の対象作物のことで。

*慣行レベルとは、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき地域別・品目別に定めた「新潟県が定める地域慣行栽培基準及び特別栽培農産物使用基準」のことです。

○有機農業の支援対象となる作物は、次のいずれかに該当する必要があります。

① 新潟県が慣行レベルを設定している作物

② 有機農業の取組の支援対象として新潟県が判定し、判定結果を公表した作物

*有機JAS認証を取得していた場合であっても支援対象とならない場合があります。

*通常の営農管理において化学肥料及び化学農薬いずれも使用していない作物については支援の対象となりません。

全国共通取組

有機農業

◆国際水準(有機 JAS の水準)に基づく有機農業の取組

【効果】

○農薬を使用しないことで、生物多様性の保全に貢献

○自然循環機能の増進や環境負荷の軽減に貢献 等

【支援単価】

《通常単価》14,000円/10a (※そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a)

《加算措置適用》16,000円/10a (※そば等雑穀・飼料作物は加算対象外)

*加算措置の対象となるのは、土壌診断を実施し、併せて堆肥の施用、緑肥の施用、又は炭の投入のいずれかを実施した場合です。

【国際水準の有機農業】

① 主作物の生産過程等において、化学肥料・化学合成農薬を使用していない*こと

*「有機農産物の日本農林規格」表A.1の肥料及び土壌改良資材、表B.1の農薬は使用できます。

② 周辺から使用禁止資材が飛来または流入しないように必要な措置を講じていること

③ 播種又は植付け前2年以上*使用禁止資材を使用しないこと

*ただし、転換期間中は1回に限り2年間(多年生植物の場合は3年間)支援対象とする。

④ 有害動植物の防除を適切に実施していること

⑤ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

取組拡大加算

- ◆本交付金を受給している農業者団体が、令和8年度から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応の活動を支援します。

【効果】

有機農業の定着、拡大

【支援単価】

4,000円/10a(新規取組面積あたり)

【留意点】

- 指導等を行う農業者と指導等を受ける農業者の双方が、令和8年度に有機農業の取組(そば等雑穀、飼料作物を除く)を実施する必要があります。

堆肥の施用 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

～ 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 ～

- ◆土壌診断を実施した上で、主作物の栽培期間の前後いずれかに堆肥*を施用する取組

*C/N比(堆肥に含まれる炭素量と窒素量の比率)が10以上の堆肥

【効果】

- 土壌への炭素貯留(CO₂削減)が図られ、地球温暖化防止に貢献
- 堆肥施用に併せて化学肥料を低減し、水質等環境への負荷軽減



【施肥量・支援単価】

施用対象作物	堆肥の種類	施用量(10a当たり)	支援単価(10a当たり)
水 稲	もみがら、樹皮、動物の排せつ物等を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの<注>	0.25t以上～概ね0.5t未満	1,800円
		概ね0.5t以上	3,600円
水稻以外	たもの<注>	0.5t以上～概ね1.0t未満	1,800円
		概ね1.0t以上	3,600円

<注> 特殊肥料等を指定する件(昭和25年6月20日農林省告示第177号)の1の(ロ)で定められている堆肥で「稲わら」を除くもの

【留意点】

- ペレット堆肥等の製造工程での乾燥処理で重量が軽くなる堆肥については、堆肥製造者から「原料堆肥から重量の減少度合を証明する書類」の発行を受け、減少度合に応じた施用により支援対象となります。市町村と県は堆肥製造者が発行した書類により施用量が適正であるかを確認します。
- 主作物が水稻の場合は、以下①～③の1つ以上のメタン排出削減対策の実施が必要です。
 - ① 水稻を栽培する年度の長期中干し
 - ② 水稻を栽培する前年度の秋耕
 - ③ 水稻を栽培する前年度の湛水不実施

緑肥の施用 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

【令和7年度から「カバークロップ」、「リビングマルチ」及び「草生栽培」については、「緑肥の施用」に統合】

- ◆カバークロップ：主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組
- ◆リビングマルチ：主作物の畝間に緑肥を作付けする取組
- ◆草生栽培：果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組

【効果】

- 土壌への炭素貯留(CO₂削減)が図られることにより、地球温暖化防止に貢献

【支援単価】 5,000円/10a



基本、種子カタログ等の標準播種量の播種が必要

【留意点】

- 主作物が水稻の場合は、以下①～③の1つ以上のメタン排出削減対策の実施が必要です。
 - ① 水稻を栽培する年度の長期中干し
 - ② 水稻を栽培する前年度の秋耕
 - ③ 水稻を栽培する前年度の湛水不実施
- 自家採種した種子や譲渡された種子などは品質管理の証明が困難なため、支援対象となりません。

総合防除 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

【令和7年度から地域特認取組から全国取組へ】

- ◆水稻・大豆・いちご・なしのIPM実践指標について、管理ポイントの6割以上を実施する取組

【効果】

- IPM実践指標に基づく管理を行うことで、生物多様性の保全に貢献

【支援単価】 4,000円/10a

【留意点】

- 主作物が水稻の場合は、「除草剤を使用しない畦畔の雑草管理」と「メタン排出削減対策」の実施が必要です。
 - メタン排出削減対策（以下①～③の1つ以上を実施）
 - ① 水稻を栽培する年度の長期中干し
 - ② 水稻を栽培する前年度の秋耕
 - ③ 水稻を栽培する前年度の湛水不実施
 - 主作物が水稻以外の場合は、以下①～③の1つ以上の実施が必要です。
 - ① 交信かく乱剤の利用
 - ② 天敵温存植物の利用
 - ③ 天敵等生物 <注> の利用
- <注> ・有機農産物の日本農林規格の表B.1の農薬に掲げられた農薬に限る
・種子、種苗のみでの利用など、ほ場買いでの利用の場合を除く

炭の投入 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

【令和7年度から地域特認取組から全国取組へ】

◆主作物の栽培期間の前後いずれかに、購入した炭又は自ら製造した炭を施用する取組

【効果】

○土壌への炭素貯留(CO₂削減)が図られることにより、地球温暖化防止に貢献

【支援単価】 5,000円/10a

【施用量】

○10a当たり50kg以上（又は500リットル以上（もみ殻くん炭に限る））

【留意点】

○自ら製造した炭を施用する場合は、製造した炭の原料が農業又は林業を営む上で排出されたもの、かつ、木竹由来、草本由来、もみ殻・稲わら由来又は木の実由来であり、また、市販の炭化装置を用いて販売元の示す炭化方法に従って十分に炭化した炭を使用が必要

*なお、炭を自ら製造する場合には、廃棄物処理法の規定を受けることがあるため、事前に市町村に確認を行ってください。

メタン排出削減対策に資する取組の留意点

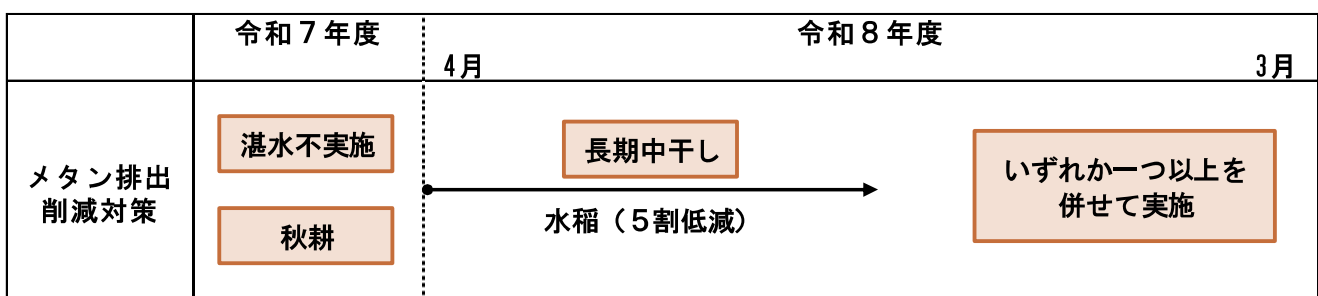
●主作物が水稻であり、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、堆肥又は緑肥の施用による炭素貯留効果の高い有機農業(有機農業の加算措置)に取り組む場合は、水田からのメタン排出削減対策として、次のいずれか1つ以上の取組を併せて実施することとしています。

・水稻を栽培する年度の長期中干し：生育中期に14日以上の中干しを実施*

*溝切りの実施は任意

・水稻を栽培する前年度の湛水不実施：前年度水張りをしていない

・水稻を栽培する前年度の秋耕：湛水4ヵ月以上前に耕うんを実施



多面的機能支払交付金による支援となる取組

【令和7年度から多面的機能支払交付金へ移管】

「長期中干し」、「冬期湛水」、「江の設置」

交付額について

- 支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ面積ではなく、1つのほ場において、1取組分の面積となります。2つの取組を組み合わせて行った場合も支援対象は1つの取組分となります。
※有機農業の加算措置、取組拡大加算は除く
- 申請額の全国合計が予算額を上回った場合は、交付額が減額されることがあります。

支援対象農業者の要件について

- 支援対象活動に取り組む農業者2戸以上からなる農業者グループが基本です。
例) 多面的機能支払の活動組織、中山間地域等直接支払の集落、JA等の生産者部会、任意のグループ 等
- ただし、一定の条件(次の①~②のいずれか)を満たす個人の農業者(農業法人を含む)についても、市町村が特に認める場合は支援対象になります。
 - ① 自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上又は同一市町村内における取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上で支援対象取組を行う農業者
 - ② 複数の農業者で構成する農業法人
- 次に示す推進活動のうち、1つ以上に取り組む必要があります。
 - ① 技術向上に関する活動(技術マニュアル等の作成・配付、実証ほの設置、ICTやロボット技術を活用した環境負荷低減の取組 など)
 - ② 理解増進や普及に関する活動(土壌診断*や生きもの調査の実施、地域住民との農作業体験交流会の開催 など)
※堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む場合、土壌診断の選択は不可
 - ③ その他
 - ・ 取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合の農業生産活動
 - ・ 耕作放棄地の復旧及び復旧した農地における農業生産活動 等

申請手続き・取組の流れ

- ① 「事業計画」と「営農活動計画書」の提出 **(原則として取組開始前、遅くとも6月末まで)**
※有機農業に取り組む農業者は、「農場管理シート・現地確認チェックシート」も併せて提出してください。
※事業計画を計画期間中に変更する場合は、変更後の計画の提出が必要です。
- ② 「交付申請書」の提出 **(市町村が定める期日まで)**
- ③ 対象活動及び推進活動、『みどりチェック』チェックシートに記載された取組の実施
- ④ 「実施状況報告書」の提出 **(市町村が定める期日まで・遅くとも1月末まで)**
※『みどりチェック』チェックシートも併せて提出してください。
- ⑤ 「実績報告書」の提出 **(市町村が定める期日まで)**
- ⑥ 交付金の支払 **(3月末までに市町村から農業者団体等への支払が完了)**
- ⑦ 「営農活動実績報告書」の提出 **(翌年度の4月末まで)**
※実施状況報告時に対象活動等を実施済みで、報告内容に変更がない場合は省略が可能。

制度や要件の詳細については、お近くの県地域振興局農林水産(農業)振興部
または市町村へお問い合わせください。

令和8年4月 新潟県農林水産部

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度がスタートしています！

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

今後のメリット

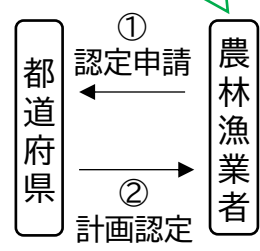
環境保全型農業直接支払交付金等は、令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

(令和7年4月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。

グループ申請も可能です！



✓ 「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



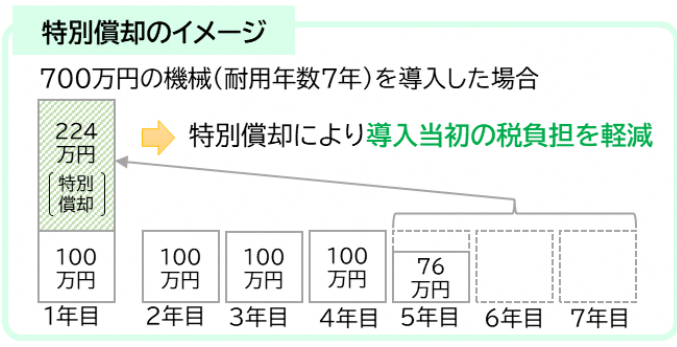
税制対象一覧
はこちら



水田用除草機



堆肥散布機



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象事業はこちら

メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます。

申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください！

お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (TEL:03-6744-7186)

J-クレジット制度を活用してみませんか？

- J-クレジット制度は、CO₂等の排出削減量・吸収量を国が認証し取引を可能とする制度です。農林漁業者は、クレジットの販売による収入が期待できます。

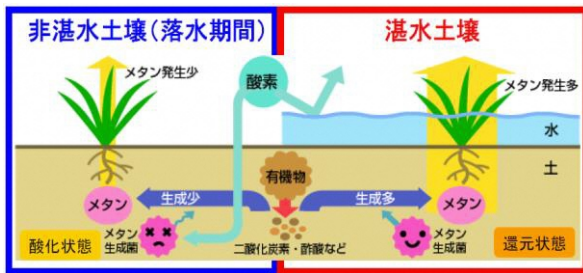


～クレジットの価値～
 クレジットの売買に伴い、クレジット創出者（農林漁業者）には、販売による副収入、購入者（企業）には、企業活動に伴う温室効果ガスの削減、社会全体には気候変動の緩和等のメリットが生まれ、環境と経済の好循環を実現します。

✓ 対象となる取組例

- ・水稲の中干し期間の延長
- ・バイオ炭の農地施用
- ・アミノ酸バランス改善飼料の給餌
- ・家畜排せつ物管理方法の変更
- ・肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
- ・森林経営活動
- ・省エネ設備（ヒートポンプ、空調設備等）の導入 など

(例)水稲の中干し期間延長によるメタンの削減



- ・水田から発生するメタンは、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成されます。
- ・中干し期間を、直近2か年の実施日数より7日間以上延長し（排水期間を長くする）、所定の審査を受けることで、クレジット化が可能です。

(図の出典：農研機構)

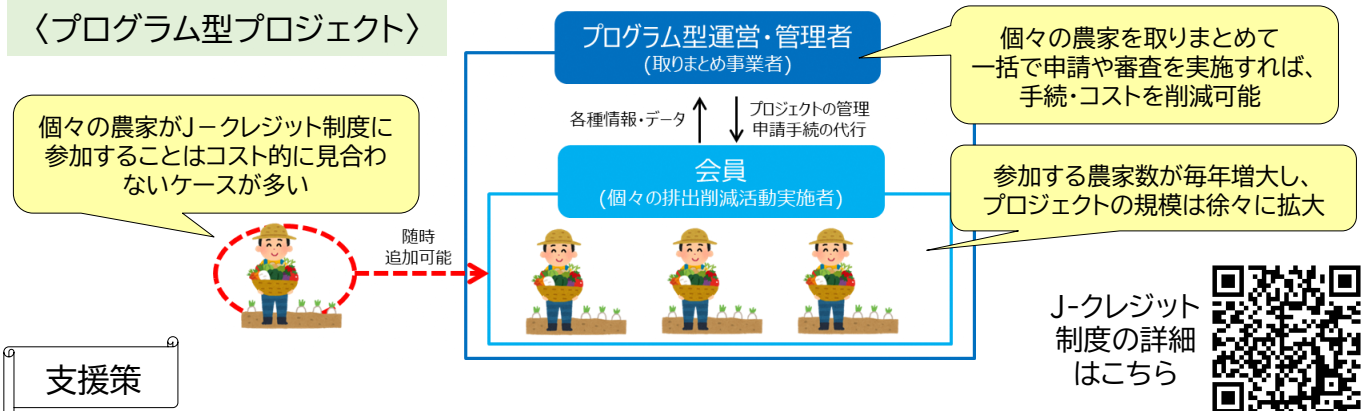
- J-クレジット制度の活用にあたっては、

- ① プロジェクト計画書の作成・審査、登録（6か月程度）
 - ② 計画書に従った削減データのモニタリング・収集
 - ③ 報告書の作成・審査、クレジットの認証
- を受ける必要があります。

1～2年程度のサイクル

- 個別の削減活動を、取りまとめて一括で申請できる「プログラム型」の活用が効果的です。自治体やJA、地域の協議会等で参加をご検討ください。

〈プログラム型プロジェクト〉



支援策

- 中干し期間の延長やバイオ炭の農地施用による生育への影響確認には、**みどりの食料システム戦略推進交付金(グリーンな栽培体系加速化事業)**が活用可能です。
- J-クレジット制度では、プロジェクト計画書の作成支援や、審査費用の支援を実施しています。



農産物の環境負荷低減の取組を「見える化」してみませんか？

- 消費者に環境への負荷の低減が図られた農産物を選択してもらえよう、「温室効果ガスの削減への貢献」と「生物多様性保全への配慮」を星の数でラベル表示する「見える化」を進めています。



<見える化対象品目:24品目>

栽培方法	対象品目
露地栽培のみ	米、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、りんご、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶
施設栽培のみ	ミニトマト、いちご
両栽培方法とも対象	トマト、キュウリ、なす、ピーマン、温州みかん、ぶどう

✓ 温室効果ガス削減への貢献

- 栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

★ :削減貢献率 5 %以上
 ★★ : // 10%以上
 ★★★: // 20%以上

✓ 消費者へのわかりやすい表示

- 令和6年3月の本格運用以降、全国のべ1,000か所以上で販売

<取組者の声>



みえるらべる貼付後、貼付前と比較して販売数が約1.6倍、売上額が約1.7倍になった。(生産者)



今まで消費者に伝えられなかった栽培の工夫や商品価値を表現することができた。(小売事業者)

✓ 生物多様性保全への配慮 ※米に限る

- 生物多様性保全の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示。

★ :取組の得点1点
 ★★ :取組の得点2点
 ★★★:取組の得点3点以上

<取組一覧>

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

冬期湛水



出典:宮城県大崎市 蕪栗沼(本調査時の受領資料より)

魚の保護



出典:滋賀県「魚のゆりかご水田プロジェクト - 2. 湖岸と水田と魚の関係の移り変わり」

<見える化に取り組むには>

算定シート入手

栽培データ等の入力

農林水産省への報告

ラベル表示

まずはホームページからお申込み下さい。



お持ちの生産記録で簡単に算定できます。

算定結果をご報告下さい。登録番号を付与します。

商品やチラシなどにぜひラベル表示して下さい。

お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (TEL:03-6744-7186)

(みどりの食料システム法の認定制度)
 (J-クレジット制度)
 (環境負荷低減の取組の「見える化」)

事業実施場所を管轄する都道府県庁
 農林水産省地球環境対策室(TEL:03-6744-2473)
 農林水産省地球環境対策室(TEL:03-6744-2016)

みどりの食料システム戦略

検索